明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二五）　二
○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二六）
○通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令（二二七）
○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二八）　三

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件
（国家公安委四七）
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから住所及び差止請求関係業務を行う事務所の所在地変更の届出があった件
（同四八）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人青森県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（同四九）
○特定国外派遣組織を指定する件
（総務二四七）
○日本国に帰化を許可する件
（法務三九三）
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件
（文化庁五二、五三）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件
（農林水産一三三三、一三三四）
○備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示
（海上保安庁三四）
○道路に関する件
（近畿地方整備局一四九～一五一）　四

〔人事異動〕

内閣　五

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕

官庁事項　七

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八

法　務　八

公証人任免（法務省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、証票無効、公示送達関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二五号）（国土交通省）

1　船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（平成二九年九月八日。以下「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶であって、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての定期検査が平成三一年九月七日以前に行われるもの（特定設備についての定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）が平成二六年九月八日以後平成二九年九月七日以前に行われた船舶を除く。）については、条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての定期検査が開始される日又は平成三六年六月一七日のいずれか早い日までの間は、有害水バラスト処理設備の設置の免除等をすることとした。（附則第四条関係）

2　附則第四条各号に掲げる船舶であって、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものについては、附則第四条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、有害水バラスト処理設備の設置の免除等をすることとした。（附則第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二六号）（国土交通省）

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第五〇号）の施行期日は、平成三〇年一月四日とすることとした。

◇通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令（政令第二二七号）（国土交通省）

1　通訳案内士法第三〇条第一項に規定する登録研修機関の登録の有効期間は、三年とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年一月四日）から施行することとした。